

インターネット取引取扱約款

第1条（規定の趣旨）

この約款は、ヘッジファンド証券株式会社（以下「当社」という。）の総合取引約款第2条及び第3条に定めるインターネット取引（メール会員含む）（以下「本サービス」という。）に基づき、お客様（以下「申込者」という。）ご本人のご利用に関する取決めです。

第2条（本サービスのご利用）

以下の各号のすべてに該当する場合に、申込者は本サービスをご利用いただくことができます。但し、メール会員は、ご利用できる操作内容に制限があります。

- （1）当社に総合取引口座を開設いただいている場合
- （2）申込者が、本サービスをご利用されるのに必要な通信機器及びその他のシステム機器を保有されているか又はご利用可能であり、かつ本サービスをご利用いただくのに必要なネットワーク回線・通信回線及びその他の通信手段がご利用可能であること
- （3）（1）のうち次に該当する申込者は本サービスをご利用いただくことはできません。

未成年の申込者

その他、当社が取決めるところに照らして本サービスをご利用いただくことが不適格と判断した場合

第3条（サービス内容）

申込者は、本サービスを利用して、当社が別途定める投資信託の募集及び売却のお申込みを行うことができます。

- 2 当社は、申込者にあらかじめご通知することなく、本サービスの内容を変更することができます。

第4条（ログインパスワードの決定とお取引専用の取引認証番号の交付）

申込者に対し、当社所定の手続きにより、ログインパスワードは、WEB上で自ら決定していただき、また、お取引専用の取引認証番号は、郵送により交付いたします。

第5条（ログインパスワードと取引認証番号の管理）

取引認証番号の管理は、申込者ご本人の責任において厳重に管理してください。万一、失念された場合は、当社にご連絡ください。

- 2 当社の役職員は、いかなる場合においても申込者に取引認証番号をお聞きすることはありません。

第6条（お取引の受付け）

本サービスのご利用は、当社ホームページにログインのうえ、申込者ご本人で、画面の指示に従ってお取引の入力をしていただきます。

- 2 申込者がお取引を入力され、当社がその入力を受信した時点で当該お取引の受付を行ったものとさせていただきます。
- 3 申込者のお取引の内容が、この規定に定める事項に反している場合は、当該お取引をお受けすることはできません。
- 4 本サービスを利用して申込者ご本人がお取引の入力をされて、当社が当該お取引をお受けした場合において、その内容が申込者の意図しないものであっても、申込者ご本人の意思に基づくお取引があったものとみなします。

第7条（本人認証）

本サービスでのお取引は、申込者にお届けいただいたID、当社があらかじめご通知したログインパスワード及び取引認証番号と申込者が入力されたID、ログインパスワード及び取引認証番号が一致した場合のみご利用いただけます。

- 2 申込者が、間違った取引認証番号を当社が定める回数、連続して入力された場合、申込者は本サービスをご利用いただけなくなります。この場合は当社までご連絡ください。

第8条（お取引の取消）

申込者が本サービスを利用して行われたお取引は、当社が定める時間内及び範囲に限り取消が行えるものとします。

- 2 また、取消は、申込者ご本人で当社ホームページから入力していただくものとし、原則として電話等ではお受けいたしません。

第9条（お取引の照会）

申込者のお取引内容は、本サービスにより照会していただくことができます。

- 2 申込者がお取引の入力をされた場合は、必ず本サービスの照会画面によりご自身でお取引内容の確認を行ってください。

第10条（ご利用の解約）

本サービスは、以下の各号のいずれかに該当したときに、解約されるものとします。

- (1) 申込者が、総合取引口座を解約された場合
- (2) やむを得ない事由により、当社が本サービスの利用中止を申出た場合

第11条（本サービスの一部又は全部の停止）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、申込者にあらかじめ通知することなく、本サービスの一部又は全部の提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの緊急点検の必要性又はその他の理由が発生した場合
- (2) その他、当社が必要と認めた場合

第 1 2 条 (免責事項)

当社は、以下に定める事項の他、総合取引約款 第 1 8 条に定めるところにより生じた申込者の損害についてはその責を負わないものとします。但し、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

- (1) 第 3 条第 2 項に定める本サービスの内容変更により生じた申込者の損害
- (2) 盗難、盗聴などにより取引認証番号が漏洩し使用された取引に係る損害
- (3) 第 5 条に定める取引認証番号の変更手続き以前に生じた損害
- (4) 申込者のお取引内容が、この約款に定める事項に反しているとして、当社がお取引を実行しなかった場合に申込者に発生した損害
- (5) 本サービスを利用して申込者ご本人がお取引の入力をされて、当社が当該お取引をお受けした場合において、その内容が申込者の意図しないものであった場合の損害